

令和5年1月25日招集

令和5年 第1回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和5年第1回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和5年第1回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和5年1月25日（水） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（16名）

1番 大江 正好	2番 本田 勝彦	3番 門 脇 功
4番 東海 林光輝	6番 寒河 江一浩	7番 庄子 裕 絵
8番 高岡 貞雄	9番 仲野 孝藏	10番 石山 一穂
11番 吉田 好春	12番 岡田 邦弘	13番 栗原 洋幸
14番 阿部 昇	15番 大内 恒一	17番 岡田 和敏
18番 瀬野 幸太郎		

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第1号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 5 議第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 6 議第2号 事業計画変更承認申請について
- 第 7 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第 8 議第4号 農用地利用集積計画について
- 第 9 農地あっせん委員会の報告
- 第10 農地転用委員会の報告
- 第11 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡田 正樹	農地主査兼係長	松岡 義朗
農政主査兼係長	杉村 兼吾	主任	杉浦 ひとみ

1. 議長 農業委員会会長職務代理者 瀬野 幸太郎

1. 議事の顚末

【議長】

只今から、令和5年第1回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、5番 高岡茂雄委員、19番 菅原繁治委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

15番 大内恒一委員、17番 岡田和敏委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第12回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第1号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第8、議第4号、農用地利用集積計画についてまでの、1報告と4案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

令和5年、第1回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、15件であります。

報第1号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号1番、土地の所在：大字泉郷元沢渡字上ノ台●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：333㎡他2筆。賃貸人住所氏名：東根市中央四丁目●●●●、●●●●。

賃借人住所氏名：東根市大字泉郷乙●●●●、●●●●。解約後の利用：自己保全であります。

以下、受付番号 2 番から 4 頁の受付番号 15 番までの 14 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。5 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、3 件です。

議第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 3 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。6 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号 1 番、土地の所在：大字蟹沢字羽黒堂●●●●。地目、登記簿：田、現況：樹園地、地積：228 m²。譲渡人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●、●●●●。事由：労力不足、経営面積：2 a。譲受人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●●、●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：428 a であります。

農地法第 3 条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。7 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定です。

受付番号 2 番、土地の所在：大字蟹沢字西●●●●。地目、登記簿：田、現況：樹園地、地積：873 m²他 2 筆。貸人住所氏名：東根市大字島大堀●●●●、●●●●。事由：労力不足、経営面積：57 a。借人住所氏名：寒河江市大字宮内●●●●、●●●●。事由：新規就農、経営面積：0 a であります。

農地法第 3 条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定

受付番号 3 番、土地の所在：大字島大堀字下河原●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：827 m²。貸人住所氏名：東根市大字島大堀●●●●、●●●●。事由：労力不足、経営面積：78 a。借人住所氏名：寒河江市大字宮内●●●●、●●●●。事由：新規就農、経営面積：0 a であります。

農地法第 3 条総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9 頁をお開き下さい。

今月の事業計画変更承認申請は、2 件であります。

議第 2 号、事業計画変更承認申請について

別紙土地に係る、事業計画変更承認申請があったので、農地転用許可後の転用事業の、促進等に関する、事務処理について（昭和 51 年 9 月 30 日付け、51 構改 B、第 1939 号、農

林省構造改善局長通知)に該当するので、本会の意見を求めるものであります。

10 頁をお開き下さい。

事業計画変更承認申請関係

受付番号 1 番。当初計画者住所氏名：天童市東久野本二丁目●●●●●、●●●●●、職業：無職。承継者住所氏名：東根市大字羽入●●●●●、●●●●●、職業：会社員。

承認を受ける土地の所在：大字羽入字北原●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：宅地、地積：529 m²。用途：当初 一般住宅、変更後 店舗 となります。

以下、受付番号 2 番の申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

事業計画変更総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

11 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 5 条の許可申請は、5 件です。

議第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 5 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。12 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請関係

受付番号 1 番、土地の所在：さくらんぼ駅前二丁目●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：328 m²。譲渡人住所氏名：東根市温泉町二丁目●●●●●、●●●●●、職業：会社員。東根市温泉町二丁目●●●●●、●●●●●、職業：会社員。東根市温泉町二丁目●●●●●、●●●●●、職業：無職。譲受人住所氏名：東根市大森二丁目●●●●●、●●●●●、職業：土地家屋調査士。転用後の主要目的：タイヤショベル置場、貸駐車場、雪捨場、通路他。所要面積計 328 m²。備考として所有権移転です。

以下、受付番号 2 番から 13 頁の受付番号 5 番までの 4 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 5 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

14 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、事業計画変更承認申請及び第 5 条の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にしていただきたいと思います。15 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、54 計画です。

議第 4 号。農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法、第 18 条第 1 項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。16 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号 1 番、土地の所在：大字若木字川向●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,060 m²。売人住所氏名：東根市大字野川●●●●、●●●●。買人住所氏名：東根市板垣大通り●●●●、●●●●。利用目的：樹園地として利用、移転時期：令和 5 年 1 月 25 日。対価、総額：318,000 円、支払い方法：口座、支払期限：令和 5 年 2 月 14 日、引き渡し時期：令和 5 年 2 月 15 日。買人の耕作面積は 86 a であります。

以下、受付番号 2 番から 17 頁の受付番号 8 番までの 7 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。18 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 1 番、土地の所在：大字東根元東根字下白金●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,975 m²。貸人住所氏名：村山市楯岡新田三丁目●●●●、●●●●。借人住所氏名：村山市楯岡荒町一丁目●●●●、●●●●。種類：賃貸借権設定、利用目的：水田として利用。始期：令和 5 年 1 月 25 日、終期：令和 15 年 1 月 24 日。賃借料：10 a あたり 12,400 円、10 年再設定。借り人の耕作面積は 1,492 a であります。

以下、受付番号 2 番から 24 頁の受付番号 42 番までの 41 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。25 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、使用貸借権設定です。

受付番号 43 番、土地の所在：大字野川字向原●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：5,426 m²。貸人住所氏名：東根市板垣大通り●●●●、●●●●。借人住所氏名：東根市板垣大通り●●●●、●●●●。種類：使用貸借権設定、利用目的：樹園地として利用。始期：令和 5 年 1 月 25 日、終期：令和 8 年 1 月 24 日、賃借料：無償、3 年新規、借人の耕作面積は 86 a であります。

以下、受付番号 44 番から 46 番までの 3 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件 1 件と、議案 4 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第9、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。
3番、門脇功農地あっせん委員会委員長。

【3番門脇功農地あっせん委員会委員長】

はい、3番門脇です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を1月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請1件、賃貸借権設定の許可申請1件、使用貸借権設定の許可申請1件。合計3件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る1月16日実施の、事務局による現地調査さらに提案された関係地区の農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号1番の申請事由は経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号2番の申請事由は新規就農となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号3番の申請事由は新規就農となります。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農希望者である●●●●氏、●●●●●氏への聴取も行われ、協議の結果、新規就農者として、市内農地のあっせんを行っていく事、また、この度の農地法第3条申請については、許可する事と致しました。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしております。以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましてもよろしくお願いいたします。

【議長】

次に、日程第9、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。
1番、大江正好農地転用委員会委員長。

【1番大江正好農地転用委員会委員長】

はい、1 番大江です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 1 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、事業計画変更承認申請 2 件、農地法第 5 条による許可申請 5 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 1 月 16 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、事業計画変更承認申請についてですが、受付番号 1 番については、当初、一般住宅を整備する計画でありましたが、計画がとん挫した事から、新たな承継人が使用貸借を受けて、農業体験が出来る菜園を併設した店舗を整備するものであります。

受付番号 2 番については、農業用施設として 4 条許可を受けたものですが、事業区域内にある農道の払い下げを受け、規模拡大を行うものであります。

次に、農地法第 5 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります。受付番号 1 番、2 番及び 3 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号 1 番については貸駐車場、受付番号 2 番については貸資材置き場、受付番号 3 番については長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

受付番号 4 番及び 5 番については、農地の規模が 10ha 以上の区域にあるため第一種農地となりますが、受付番号 4 番については、都市住民の農業の体験等を図るための施設として、もぎ取り体験が出来る菜園を併設した店舗、受付番号 5 番については、集落に接続して一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(ア) a」に該当

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(イ) c (b)」に該当

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(イ) c (e)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

2 番、本田勝彦委員。

【2 番 本田勝彦委員】

新規就農者の寒河江市の●●●●さんという方ですけれども、寒河江出身で地元で農地を求めなくて東根市に農地を求めるというのは、何か理由があるのでしょうか。

【松岡農地主査兼農地係長】

それでは、私のほうからご説明致します。●●●●さんの奥さんが東根出身で、義理のお父さんの畑であり、義理のお父さんが体を壊したというか、ちょっと足の具合が悪いということで、息子さんが会社を辞めて農業を引き継いでいくということで、そのような理由から始めるということでございます。

【2番 本田勝彦委員】

ぜひ頑張っていたきたいと思います。

【議長】

本田委員、よろしいでしょうか。

【2番 本田勝彦委員】

はい。

【議長】

その他ありませんか。

それでは質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第11、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

それでは15分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。

なお、議第4号、農用地利用集積計画について、10番石山一穂委員、12番岡田邦弘委員、及び14番阿部昇委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【8番 高岡貞雄委員】

8番高岡です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第3号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第4号については、水田及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【17番 岡田和敏委員】

17番岡田です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第4号については、水田及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【11番 吉田好春委員】

11番吉田です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第1号については、経営規模拡大及び新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第2号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、承認相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第3号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第４号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第１号、農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、始めに、議第１号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について、議第２号、事業計画変更承認申請について、議第３号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、以上、３案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第１号から議第３号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、承認相当との意見を付すること、及び、許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第１号から議第３号については、許可すること、承認相当との意見を付すること、及び、許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第４号、農用地利用集積計画について、採決いたしますが、その前に、１０番石山一穂委員、１２番岡田邦弘委員、及び、１４番阿部昇委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第４号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第４号については、決定することに決しました。

10 番石山一穂委員、12 番岡田邦弘委員、及び、14 番阿部昇委員の復席を求めます
10 番石山一穂委員、12 番岡田邦弘委員、及び、14 番阿部昇委員に申し上げます。
ただいま、議第 4 号については、決定することに決しましたので報告いたします。
以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 5 年第 1 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
大変、ご苦勞様でした。

午前 10 時 40 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員